

葛飾区人権基本条例

令和 8 年〇月〇日
葛飾区条例第 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 基本的施策及び取組等（第 8 条—第 11 条）

第 3 章 配慮及び相談等に対する体制（第 12 条—第 15 条）

第 4 章 人権施策推進会議（第 16 条—第 23 条）

第 5 章 雑則（第 24 条・第 25 条）

付則

日本国憲法は、基本的人権を保障し、個人人権の尊重と生命、自由及び幸福追求に対する権利、そして法の下での平等と差別の禁止をその理念としている。

区においては、この崇高な理念の下に、葛飾区人権施策推進指針に基づき、人権尊重の理念が浸透した地域社会の実現に向けた施策を推進してきた。

様々な個性や価値観などを持つ人々が暮らす葛飾区においては、互いの人権を尊重し、これを認め合いながら、共に新たな価値を作っていくことが求められている。

しかしながら、~~現在においても~~女性、子ども、高齢者、障害者等の差別や偏見などをはじめとした人権課題が依然として存在している。また、~~近年では~~インターネット上の人権侵害、ハラスメントのほか、性自認及び性的指向を理由とする差別や偏見など、人権課題はより複雑化かつ多様化している。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、人々のきずなや地元への愛着が強く、下町人情あふれる土地柄が地域の魅力となっているかつしかにおいては、困った人に手を差し伸べ、足りないところは補い合う人々の優しさと、差別や偏見なく自分らしく生きることができる、人権尊重のまちづくりを目指していく。

よってここに、区、区民及び事業者等がそれぞれの責務を果たし、全ての人々が互いの人権と個人を尊重し、協力し合い、支え合うことにより、多様な可能性が開花する地域社会を実現するために、差別や偏見なく自分らしく生きることができる社会を実現するために、葛飾区はたゆみなく努力し続けることを決意し、この条例を制定

する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、人権をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、葛飾区(以下「区」という。)、区民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、全ての人が互いの人権と個人を尊重し、協力し合い、支え合うことにより、多様な可能性が開花する地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 葛飾区内(以下「区内」という。)に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。
- (2) 事業者等 区内に事務所又は事業所を有するもの及び区内において社会的活動を行う団体をいう。
- (3) 差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、職業、宗教、障害、出身、性別等、感染症、犯罪被害、災害被害その他の理由により不利益な取扱いをすること及び又は合理的配慮を怠ることをいう。
- (4) ハラスメント 他者に対する発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手若しくは周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (5) 子ども 区内に在住し、在学し、在勤する等、区内において生活し、及び活動する18歳未満の者をいう。
- (6) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」という。)がある者をいう。
- (7) 外国人 日本国籍を有しない区民をいう。
- (8) 疾病等 後天性免疫不全症候群、ハンセン病等及び新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)その他の病気をいう。
- (9) 性別等 身体的・又は生物学的な性別、性自認、性的指向及びジェンダー表現を要素とした性のあり方をいう。
- (10) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

(11) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族等をいう。

(12) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(基本理念)

第3条 区は、次に掲げる事項を基本理念として、~~互いの人権と個人を尊重し、~~協力し合い、支え合うことにより、多様な可能性が開花する地域社会の実現を目指すものとする。

(1) 全ての政策~~、~~施策及び事業を通じて、互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現すること。

(2) 差別及び偏見に苦しむことがなく、全ての区民が互いを尊重し、支え合い、幸せに生きることができる社会をつくること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念にのっとり、区民一人一人~~ひと~~りが人権と~~及び~~多様性を尊重し、これを認め合うために必要な施策を総合的に推進するものとする。

2 区は、前項の規定による施策の推進に当たっては、区民、事業者及び~~関係機関~~等との連携及び調整を図るものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、社会のあらゆる分野の活動において、人権~~及び~~多様性~~性~~を尊重し、差別及び偏見をなくす社会を推進するよう努めるものとする。

2 区民は、前条第1項の規定により区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、商品及びサービスの提供その他自らの事業を通じて、人権及び~~多様性~~個人~~個人~~の尊重に努めるものとする。

2 事業者等は、第4条第1項の規定により区が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(禁止事項)

第7条 何人も、あらゆる場において、~~職場、学校、地域、家庭、インターネット上その他の様々な場において~~ 次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 凶書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査その他の行為による部落差別及び偏見
- (2) 相手の心身を傷つけるいかなる暴力又はハラスメント行為
- (3) ~~個人~~の性別等に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にする行為
- (4) 差別をなくす社会を推進する施策を妨げる行為
- (5) 前4号に掲げるもののほか、差別及び差別を助長する一切の行為

第2章 基本的施策及び取組等

(施策の推進)

第8条 区は、第4条第1項に規定する施策を推進するために、葛飾区人権施策推進指針を策定するものとする。

- 2 区は、人権の尊重に関する教育及び広報等による普及啓発を行うものとする。
- 3 区は、区民及び事業者等が実施する活動で第4条第1項に規定する施策の推進に寄与するものを促進するため、必要な情報の提供及び当該活動の支援を行うものとする。
- 4 区は、社会教育その他生涯にわたって行われるあらゆる教育の場において、人権及び多様性~~個人~~を尊重し、これを認め合う意識を醸成するために必要な取組を行うものとする。

(調査研究等)

第9条 区は、第4条第1項に規定する施策を効果的に推進するため、調査研究及び必要な情報の収集に努めるものとする。

(犯罪被害者等に対する支援)

第10条 区は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

- 2 区は、犯罪被害者等が置かれている状況~~及び~~並びに二次被害に対する区民及び事業者等の理解を深めるため、第8条第2項の規定に基づき広報、啓発その他必要な施策を行うものとする。

(人権課題に関する取組)

第11条 区は、男女平等、子ども、高齢者、障害者、部落差別、外国人、疾病等、性別等、犯罪被害者等、就労、インターネット、災害その他の人権課題について、知識を深めるための教育及び啓発等必要な施策を行わなければならない。

- 2 区は、第8条第2項の規定に基づき、~~次の各号に掲げる事項を~~教育し、及び啓発するものとする。

- (1) 男女平等社会（葛飾区男女平等推進条例（平成16年葛飾区条例第3号）第2条第1号に規定する男女平等社会をいう。）の実現に向けて、男女が互いに人権を尊重し、その個性と及び能力を十分に発揮し、協力し合うこと。
- (2) 子どもの権利（葛飾区子どもの権利条例（令和5年葛飾区条例第56号）に規定する子どもの権利をいう。）が保障され、子どもが安心して生きることができるように、子どもの人権を尊重すること。
- (3) 高齢者が安心して暮らすことができるように、高齢者の人権を尊重すること。
- (4) 障害者が安心して暮らすことができるように、障害者の人権を尊重すること。
- (5) 部落差別の解消に関すること。
- (6) 外国人に対する差別及び偏見の解消に関すること。
- (7) 疾病等に起因する差別及び偏見を防止すること。~~防止するため、知識を普及啓発すること。~~
- (8) 性別等~~及び性的指向~~による区民等の理解を深めること。
- (9) 犯罪被害者等への差別及び偏見の解消に関すること。
- (10) 採用、労働条件等に関する差別及び職場内での様々なハラスメントを防止すること。
- (11) インターネット上の誹謗中傷、差別及び偏見の解消に関すること。
- (12) 避難所における被災者のプライバシーが確保され、災害時における子ども、高齢者、障害者、外国人等への十分な配慮が行きわたるよう、被災者の状況を理解し、人権を尊重する

こと。

(13) 前各号に掲げるもののほか、その他の人権課題に関すること。

第3章 配慮及び相談等に対する体制

(表現の自由等への配慮)

第12条 何人も、この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないよう配慮しなければならない。

(情報の発信及び拡散に当たっての配慮)

第13条 何人も、情報の発信及び~~拡散~~に当たっては、人権侵害を助長することのないよう配慮しなければならない。

(相談等に対する体制の整備)

第14条 区は、国及び東京都との適切な役割分担を踏まえ、区民及び事業者等からの人権侵害に関する相談等に的確に応じるために必要な体制を整備するものとする。

(相談等に対する措置)

第15条 区は、前条に規定する相談等を受けたときは、必要な調査を行い、助言又は指導を行う等解決のための支援を行うものとする。

第4章 人権施策推進会議

(第4章を検討中)

(設置)

第16条 区は、区民及び事業者等一人一人が人権と多様性を尊重し、これを認め合うために必要な施策を総合的に推進するため、葛飾区長（以下「区長」という。）の附属機関として、葛飾区人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第17条 推進会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申すること。

(1) 人権課題に関する事項

(2) 人権施策の推進及び実施に関する事項

(3) 第7条の禁止事項に関する事項

検討中

(4) 第10条の犯罪被害者等に対する支援に関する事項

(5) 第15条の規定に基づく、区民及び事業者等からの人権侵害に関する相談等を受けた場合に必要となる調査方法、助言及び指導など、解決のための支援策に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 推進会議は、前項各号に掲げるもののほか、全ての人々の人権及び多様性を尊重し、これを認め合うために必要な施策を総合的に推進するために、必要と認めた事項については、区長に意見を述べることができる。

(組織)

第18条 推進会議は、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の公開)

第20条 推進会議は、公開とする。ただし、推進会議が必要と認めるときは、この限りでない。

(調査)

第21条 推進会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係機関の職員その他の関係人の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(守秘義務)

第22条 推進会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第 5 章 雑則

(財政上の措置)

第 ~~1-6~~ 24 条 区は、人権施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第 ~~1-7~~ 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する葛飾区人権施策推進指針は、第 8 条第 1 項の規定により策定したものとみなす。